

いじめ防止基本防止方針

1 いじめの防止に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許される行為ではない。したがって、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対しておこなわれるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨としていじめの防止等のための対策を行う。また、いじめは全ての児童に関係し、全ての学校で起こりうるものであることを十分認識した上で、児童一人一人が大切にされているという実感をもち、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けながら、仲間と共に成長できる魅力ある学校づくりに取り組んでいく。

さらに、いじめに対して学校全体で組織的に対応することはもちろん、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるような学校を中心としたコミュニティーづくりに努めていく。

2 いじめ防止対策組織

平成25年9月に策定された国の推進法第13条に基づき、県でも平成26年3月に「兵庫県いじめ防止基本方針」（平成29年3月改定）が策定された。それを受け坂越小学校でも基本方針を策定。いじめ防止対策に向けて「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」の構成

ア 校長、教頭、教務担当、生徒指導担当、児童支援担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、当該学級担任、その他関係職員等で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生委員、学校運営協議会、育成センター、赤穂市教育委員会等と連携を図る

(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

ア いじめ防止基本方針及び年間指導計画の作成、実行、検証、修正

イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・職員会議等で「坂越小学校いじめ防止基本方針」を周知し、教職員の共通理解を図ると共に、いじめ防止についての校内研修を企画・実施する。
- ・いじめに関するアンケートや教育相談等の結果を集約・分析し、対策について検討することで、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校ホームページを通して、いじめ防止の取組状況を発信する。

エ いじめ事案への対応

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、速やかにいじめ・不登校対策委員会を開き、正確な事実の把握に努め、問題解決に向けた指導・支援に取り組む。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・対応後も児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する重点目標

- いじめ発生時にいじめ・不登校対策委員会を速やかに開くと共に、いじめの早期発見についても組織的に取り組む。
- 教職員のいじめ対応能力の向上や、いじめに気付く力を高める。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図ることで、いじめに対する正しい理解を深めるとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がSNSの正しい利用とマナーについて理解を深めると共に、児童会を中心に作成した「坂越スマイル3」(SNS利用のルール)の啓発を行い、いじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2)いじめの早期発見の取組

- ア 友達アンケートを定期的実施すると共に、実施後は速やかにいじめ・不登校対策委員会を開き、複数の目でアンケートを確認することで、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話やスクールカウンセラーなどの相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ早期発見のためのチェックリストを活用し、いじめを見逃さないようにする。
その際、担任はもちろん、担任以外の教員もチェックリストを活用することで、客観的に学級の状況を把握し、組織的にいじめ発見に取り組む。

(3)いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で粘り強い指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、教育委員会、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ SNS上のいじめ対応については、必要に応じて警察署や法務局人権相談窓口等の専門的な機関とも連携しながら、いじめ解消に向けた取組を進める。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「兵庫県いじめ防止基本方針」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童・保護者に対して適切に情報を提供する。

6 その他

- (1)「坂越小学校いじめ基本方針」は、学校ホームページに掲載する。
- (2)長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (3)職員会議において、生徒指導に関する情報交換を行い、いじめに関する情報共有を図る。

(R3.4.2改正)